

種別	陸軍					海軍					合計		
	現行	恩給	法ニ依ル	舊恩給	令及傷	現行	恩給	法ニ依ル	舊恩給	令及傷			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額			
陸軍	現行	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500
海軍	現行	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500
合計	人員	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500

種別	陸軍					海軍					合計		
	現行	恩給	法ニ依ル	舊恩給	令及傷	現行	恩給	法ニ依ル	舊恩給	令及傷			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額			
陸軍	現行	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500
海軍	現行	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500
合計	人員	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500

第五〇五 一時賜金受領人員

明治二十九年

本表ニ掲グル人員ハ明治二十九年中新タニ恩給扶助料ヲ受ケシモノナリ○恩給及扶助料ノ金額ハ下賜ノ月日ニ拘ハラズ總テ一箇年分ニ當ル金額ヲ掲グ

種別	陸軍					海軍					合計		
	現行	恩給	法ニ依ル	舊恩給	令及傷	現行	恩給	法ニ依ル	舊恩給	令及傷			
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額			
陸軍	現行	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	
海軍	現行	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	16500	
合計	人員	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500	3	16500

官制及附録 一時賜金受領人員

種別	海軍		陸軍		總計	明	同	同	同	同
	人員	金額	人員	金額						
給助金死亡	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
一時扶助料	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
合計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
金額	4	16	4	16	8	8	8	8	8	8
奏任	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
判任	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
卒	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
合計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
金額	8	32	8	32	16	16	16	16	16	16
計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
金額	8	32	8	32	16	16	16	16	16	16
計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4

第五〇六

恩給及扶助料受領權利消絶人員

明治二十九年

種別	海軍		陸軍		總計	明	同	同	同	同
	人員	金額	人員	金額						
給助金死亡	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
一時扶助料	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
合計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
金額	4	16	4	16	8	8	8	8	8	8
奏任	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
判任	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
卒	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
合計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
金額	8	32	8	32	16	16	16	16	16	16
計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
金額	8	32	8	32	16	16	16	16	16	16
計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4

種別	海軍		陸軍		總計	明	同	同	同	同
	人員	金額	人員	金額						
給助金死亡	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
一時扶助料	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
合計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
金額	4	16	4	16	8	8	8	8	8	8
奏任	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
判任	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
卒	1	4	1	4	2	2	2	2	2	2
合計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
金額	8	32	8	32	16	16	16	16	16	16
計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
人員	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4
金額	8	32	8	32	16	16	16	16	16	16
計	2	8	2	8	4	4	4	4	4	4

官制及附錄 恩給及扶助料受領權利消絶人員

一一二九

一一二八